

大分県公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各に定めるところによる。

- 一 一般公衆浴場 公衆浴場のうち、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。
- 二 その他の公衆浴場 公衆浴場のうち、一般公衆浴場以外のものをいう。
- 三 営業者 業として公衆浴場を営む者をいう。
- 四 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- 五 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- 六 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- 七 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- 八 浴槽水 浴槽(屋内のものに限る。)内の湯水をいう。
- 九 循環式浴槽 ろ過装置を使用して浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。

(配置の基準)

第三条 一般公衆浴場を新たに設置しようとする場合は、既設の一般公衆浴場との直線距離が三百メートル以上なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 公共事業のために一般公衆浴場が移転しなければならない場合において、知事が支障がないと認める場所で当該公衆浴場の営業者が引き続き一般公衆浴場を経営するとき。
- 二 地理的な状況、人口の密度又は湯質等によつて、知事が公衆衛生上必要と認めるとき。

(構造設備の基準)

第四条 公衆浴場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱衣室と浴室の間は、見通しのできる方法で区画すること。
- 二 浴室の床面及び浴室の床面から高さ一・五メートルまでの側壁は耐水性の材料を用い、浴室の床面は排水及び清掃の容易な構造であること。
- 三 浴槽の縁の高さは、洗い場の床から五センチメートル以上とすること。
- 四 浴室には、上がり用湯及び上がり用水を入浴者数に応じて十分供給するために必要

な数の湯栓及び水栓を設けること。

五 浴室又は脱衣室には、入浴者の利用しやすい場所に一箇所以上の飲料水を供給する設備を設け、飲用に適する旨の表示をすること。

六 入浴者が利用しやすい場所に便所を設け、防虫、防臭及び流水式手洗いの設備を設けること。

七 サウナ設備（熱気又は蒸気を発生させて、発汗を促す設備をいう。以下同じ。）を設ける場合には、次の構造とすること。

イ 温度調節設備及び温度計を備え、常に適温を保持できる構造とすること。

ロ サウナ設備（個人用のものを除く。）の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

ハ 出入口は、入浴者が内部から開閉できる構造とすること。

2 知事は、土地の状況その他特別な事由により、やむを得ないと認めるとき、又は公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準を緩和することができる。

（衛生の措置の基準）

第五条 公衆浴場の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

一 公衆浴場の施設内の換気、採光、照明及び保温は、脱衣、入浴等に支障のないよう十分に行うこと。

二 脱衣室、浴室、便所等入浴者が直接利用する施設及び設備は、常に清潔を保ち、ねずみ、昆虫等を駆除すること。

三 排水設備は、排水が円滑に行われるよう十分に清掃し、かつ、防臭に努めること。

四 浴槽に入る前には身体を洗うこと等の入浴上の注意事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。

五 薬湯、サウナ設備等入浴に注意が必要な施設にあつては、入浴上の注意事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。

六 入浴者に、くし、タオル、かみそり等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒した清潔なものとする。

七 入浴者の安全確保に努めること。

八 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置又は大分県給水施設条例（昭和三十三年大分県条例第三十七号）第二条に規定する給水施設により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、別表第一で定める基準に適合する湯水であること。

九 浴槽水は、常に清浄を保ち、かつ、浴槽を満たしていること。

十 上がり用湯及び上がり用水は、常に清浄を保ち、かつ、十分な量を供給すること。

十一 打たせ湯及びシャワーには、浴槽水を使用しないこと。

十二 露天風呂の湯水が、浴槽水に混じることのないようにすること。

十三 原湯を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）の生物膜その他の汚れの状

況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

- 十四 浴槽水は、毎日（循環式浴槽で毎日完全に換水しないもの又は常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせる浴槽にあつては、一週間に一回以上）完全に換水し、浴槽を清掃すること。
 - 十五 上がり用湯の水温の調整に使用する設備は、年に一回以上清掃すること。
 - 十六 営業者は、規則に定めるところにより、浴槽水について別表第一の水質項目に係る水質検査を行い、その結果を公衆浴場の所在地を所管する保健所長に報告するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。
 - 十七 営業者は、衛生管理に関する手引書を作成して、従業者に周知徹底し、かつ、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
 - 十八 営業者は、水質検査結果、遊離残留塩素濃度測定結果等の記録を作成し、三年間保管すること。
- 2 前項に定めるもののほか、循環式浴槽を設置している場合の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。
- 一 貯湯槽の原湯の温度は、常に摂氏六十度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯の消毒を行うこと。
 - 二 一週間に一回以上ろ過装置を十分に逆洗浄して汚れを排出するなど、浴槽水を循環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。
 - 三 浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること。
 - 四 浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について毎日測定し、別表第二で定める基準に保つこと。ただし、これにより難しい場合で知事が認めるときは、この限りでない。
 - 五 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、当該薬剤をろ過器の直前に投入すること。
 - 六 集毛器は、毎日清掃すること。
 - 七 あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、回収した湯水を貯留する回収槽（以下単に「回収槽」という。）の清掃及び消毒を一週間に一回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。
 - 八 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置している場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。
- 3 知事は、第一項第十六号に規定する措置を講じない営業者に対し、当該措置を講じるよう指示するものとする。
- 4 知事は、前項の指示を受けた営業者がその指示に従わないときは、当該営業者の設置する公衆浴場の名称及びその講じない措置の内容を公表するものとする。
- （風紀の措置の基準）

第六条 公衆浴場の風紀の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には、隔壁を設けて、相互に見通すことができないようにし、脱衣室の出入口には男女別の表示をすること。ただし、利用の形態により知事が支障がないと認める場合は、この限りでない。
- 二 脱衣室及び浴室は、外部から見通しのできないようにすること。
- 三 十歳以上の男女を混浴させないこと。
- 四 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備の設置又は掲示を行わないこと。
- 五 従業員の服装は清潔で、かつ、善良な風俗を乱すおそれのないものとする。
- 六 家族風呂（家族が借り切りで利用する形態の公衆浴場をいう。）を設ける場合は、第一号及び第三号の規定は適用しない。

（中核市の特例）

第七条 公衆浴場法第七条の二の規定により、県が処理することとされている事務を中核市が処理する場合におけるこの条例の規定の適用については、第三条第一号及び第二号、第五条第二項第四号並びに第六条第一号中「知事」とあるのは「中核市の長」とする。

別表第一（第五条関係）

水質項目	水質基準	検査方法
レジオネラ属菌	一〇〇ミリリットルの検水で形成される集落数が一〇未満	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

別表第二（第五条関係）

項目	最低（mg / ・ ）	最高（mg / ・ ）
遊離残留塩素濃度	〇・二	〇・四（温泉の泉質等により、これにより難しい場合は、一・〇）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分県公衆浴場法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項第十一号及び第十二号並びに同条第二項第五号及び第八号の規定は、この条例の施行の日以後に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第一項の許可の申請のあった公衆浴場の設置又は同日以後の公衆浴場の施設の変更について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に法第二条第一項の規定による許可を受けている者が経営する

公衆浴場で、改正前の第二条第一号の普通公衆浴場及び同条第二号の特殊公衆浴場に該当するものは、それぞれ改正後の条例第二条第一号の一般公衆浴場及び同条第二号のその他の公衆浴場とみなす。

公衆浴場法施行細則（抜粋）

（水質検査の方法等）

第六条 条例第五条第一項第十六号の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 循環式浴槽でないもの 年に一回以上
 - 二 循環式浴槽であるもの
 - イ 浴槽水を毎日換水するもの 年に一回以上
 - ロ 浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒し、連日使用するもの 年に二回以上
 - ハ 浴槽水を塩素系薬剤を使用しない方法で消毒し、連日使用するもの 年に四回以上
- 2 条例第五条第一項第十六号の規定による報告は、水質検査結果の通知を受けてから十五日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に検査機関が発行する水質検査成績書の写しを添付して行うものとする。
- 一 営業者の住所、氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
 - 二 公衆浴場の名称、所在地
 - 三 前項に規定する浴槽の種類
- 3 条例第五条第一項第十六号の規定による水質検査結果の掲示は、検査機関が発行する水質検査成績書を掲示することにより行うものとする。